

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月21日

茨城県知事 殿

提出者

住所 茨城県神栖市東和田25
 氏名 AGC株式会社 鹿島工場
 工場長 折原 勝
 電話番号 0299-96-5034(環境安全部)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	AGC株式会社 鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田25番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業所において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16 化学工業 及び 21 窯業土石製品製造業
②事業の規模	化学工業 苛性ソーダ、塩酸、重曹、新フロン、フッ素樹脂、ポリオール類などの製造 窯業土石製品製造業 フロート板硝子、各種機能板硝子の製造 製造量合計 98万t／年
③従業員数	753人(2024年3月末現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

注)表中のAGCグラスプロダクツ(株)鹿島工場(GP鹿島)は別事業所であるが、同一敷地内にあるため、同じ組織体としている。

旭システム外装(株)鹿島工場(AT)は、同一敷地内にあるが、別事業所であり、別組織体として運営している。

なお、本処理計画には、GP鹿島、ATは含まない。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2023年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃水銀等	PCB	燃え殻ばいじん	廃石綿
	排出量	151.94 t	19,636.23 t	301.83 t	143.53 t	0.01 t	0.14 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組)										
生産プロセスで生じるフッ素イオン分の回収、自社再利用による汚泥の最終処分量の大幅削減 廃酸、廃アルカリの再利用業者の探索、活用(極力マテリアルリサイクルを進める) 委託焼却先で発生するもえがら、灰分のセメント等への活用によるリサイクル率向上 自社で焼却可能な廃油の工場内焼却炉(届出施設)での焼却										
②計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃水銀等	PCB	燃え殻ばいじん	廃石綿
	排出量	150 t	19,500 t	300 t	120 t	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
(今後実施する予定の取組)										
認定熱回収事業者等の活用による、より効率的な熱回収業者の選定 自社生産プロセス内での再活用の更なる推進										

特別産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり 注)ISO14001活動に基づき、分別活動を行っている。概要を別紙3に示すが、本分別は、「神栖市の分別基準」及び「鹿島共同再資源センター(株)の処理基準」に基づいたものである。 また、工程毎に発生したものをそれぞれ保管している。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上。ISO14001活動に基づき、置場の分別状態、表示等の確認を実施している。

(第3面)

〈第4面〉

(第5面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業所ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業所において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該物質を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組みを記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受け処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者たる者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときには、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別産業廃棄物の種類が3以上ある時は、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がない時は、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理概要表

社内各部署で発生する廃棄物はその発生源ごとに組成が異なるため、組成を確認した上で
以下の複数の処理を進めている。また、同じ処理でも組成により委託する中間処理業者は異なる場合がある。

廃棄物の種類	小分類	処理概要	備考
汚泥	その他の汚泥	不溶化後、原料化	
		燃焼後、燃えがらを原料化	
		溶融後スラグ化	
		焼却後、埋立て	
もえがら		焼却後スラグ化	
廃油	その他の廃油	油水分離後焼却(熱回収)	
		セメント原料	
		焼却後、燃えがらを原料化	
		焼却後、燃えがらをスラグ化	
		焼却後、埋立て	
廃酸		中和脱水後、原料化	一部で有価物としての外販あり
		焼却後、燃えがらを原料化	
		焼却後、燃えがらをスラグ化	
廃アルカリ		中和、不溶化後リサイクル(路盤材)	
		焼却後、燃えがらを原料化	
感染性廃棄物	注射針	焼却、埋立て	
廃石綿		溶解後スラグ化	
廃PCB等		燃焼後、燃えがらを原料化	
廃水銀等		焼却、精製、リサイクル	

公害防止組織表(産業廃棄物関係)

												公害防止統括者(正) (代)	工場長 環境安全部 部長	
(調達グループ)		(総務グループ)		(ガラス部)						(化学品部)				
公害防止管理者		公害防止管理者		公害防止管理者	ガラス部 部長					公害防止管理者	化学品部 部長			
調達グループリーダー		総務グループリーダー												
環境安全部 部長	調達グループ グループリーダー	総務グループ 特管管理責任者	フロート課 特管管理責任者	GP鹿島 特管管理責任者 →廃止	コート課(熱反) 特管管理責任者 1名選任	コート課(ミラー) 特管管理責任者 1名選任	設備技術 特管管理責任者 1名選任	化品保 特管管理責任者 2名選任	電解槽	有機課 特管管理責任者 技術管理者 1名選任 (廃却)	先端化学G 特管管理責任者 1名選任	ファン課 特管管理責任者 1名選任	ウレタン課 特管管理責任者 1名選任 (PCB) 1名選任 (鹿油)	施設部 特管管理責任者
事務局	廃棄物処理担当 医療廃棄物	医療廃棄物			医療廃棄物	PCB	廃水槽、廃油			廃油、 ダイオキシン廃材	廃油、廃酸	廃油、廃アルカリ、 汚泥	廃油、廃アルカリ PCB、特管廃油	
特管廃棄物:														
処理施設:										・K1燃焼炉 ・K2燃焼炉 ・K3燃焼炉		(インシネ2)		
主な保管廃棄物	注射針等 硝子くず 一般ごみ	注射針等 排脱粘土	熟反面取汚泥	汚泥 硝子粉 鹿油	研磨材 硝子粉			清澄槽マッド	有機FPマッド 汚泥	沸油 活性炭 アルミナ 塩化カリ 廃油	沸油FPマッド 活性炭 アルミナ 塩化カリ 廃油	沸油	沸油	

※ 取り消し線の施設は、休止あるいは廃止施設を表す。

注:法規上は公害防止統括者、公害防止管理者の選任及び公害防止組織表
は必要ないが、工場内運営上実態に合わせて管理する。

<AGC(株)鹿島工場>

- 特別管理産業廃棄物管理責任者 調達グループリーダー (法第12条により設置必要)
- 産業廃棄物処理責任者: 環境安全部長 (法第12条により設置必要)
- 技術管理者: 産業廃棄物処理施設技術管理者 (法第21条により設置が必要)

産業医

(医療廃棄物)

<AGCガラスプロダクツ(株)鹿島工場>

- 特別管理産業廃棄物管理責任者(正) (廃止) (法第12条より設置必要だったが、溶剤の使用中止により不要となった)

(場内分別基準に記載されている分別の定義の部分の抜粋)

<分別の定義>

①可燃物	紙屑、木屑、生活ゴミ、繊維屑、雑芥などの可燃性ゴミ
②廃プラ(塩ビを除く)	廃プラスチックのうち再資源化Cで焼却できるもの(最大幅30cm以下のもの、かつ、塩ビ・ハロゲン系は含まない)
フィルム系有価物	PE、PP樹脂をメインとした樹脂フィルム(酷い汚れ、紙類付着、社名の記入無きもの)
バンド系有価物	PE、PP樹脂をメインとした樹脂バンド(酷い汚れ、紙類付着、社名の記入無きもの)
③塩ビ・大型廃プラ	再資源化Cで処理できない廃プラ類(塩ビ・ハロゲン系プラスチック類、最大幅が30cm以上のもの等)
④保温材・断熱材	グラスウール・ロックウール・シリカ系保温材
⑤混合・埋立廃プラ	複数の材質のものから出来ていて分離できないもの(例 プラスチック+金属製部品等)、およびリサイクルできない素材のもの
⑥リサイクル廃プラ	ストレッチフィルム、PPバンド、フレコンの無料引き取り3品目
⑦陶磁器屑・コンクリート屑	陶磁器類・コンクリート屑など
⑧ビン類・ガラス屑	ビン容器類
⑨鉄屑	金属物もしくは金属主体のもの。鉄さび・サンダー屑は設置してあるBOXにいれること。
⑩木屑	木製のパレットや木箱など
⑪廃油	
⑫紙	
⑬電機機器類	家電製品および電機製品、配電盤等
⑭蛍光灯	専用ドラムに入れ廃棄。(屋内保管)
⑮石綿含有廃棄物	アスベスト専用袋で2重に梱包し、専用コンテナに入れ廃棄。